

4 行政監査

特定の事務・事業を選び、主として経済性、効率性、有効性の観点から監査します。

行政監査は、地方自治法第199条第2項を根拠に実施する監査です。

平成23年は東日本大震災に係る各局の対応状況等を考慮し、行政監査は実施しないこととしました。

ここでは、平成22年行政監査の結果をご紹介します。

● 平成22年行政監査

テーマ ▶ **債権管理について**

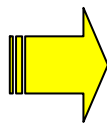
指摘等 ▶ 指摘15件 意見・要望2件

- ポイント ▶
- 10局・31種類の債権について収入管理・滞納整理の状況を検証。
 - 標準的な監査手続を定めた上で、債権ごとに検証方法を具体化し、債権管理に係る業務が適切かを評価。

監査の結果

収入管理について

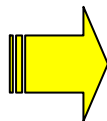
債務者情報、調定金額、収入金額等が履歴を残さず変更・削除することができるシステムで管理している債権がありました。



システムを利用して収入管理を行う場合には、債権情報を正確に保持できるシステム内容にして管理するよう求めました。

滞納整理について

- 一部で、督促状を速やかに発付していませんでした。
- 一部で、回収可能性の判断が速やかに行われていない債権、催告・交渉が効果的に行われていない債権がありました。
- 財産調査、強制執行・訴訟等の法的措置については、全般的に積極的に行っていませんでした。



以下のことを通して、公平かつ効果的、効率的に債権を管理するよう求めました。

- 徴収努力を公平かつ効果的に行い、それでも納付されないときは、分割納付や履行期限の延長などにより納付を促す。
- 資力があるのに納付の意思を示さない者に対しては、強制執行や訴訟などの法的措置を執る。
- 債権の回収が困難であると認められる場合には徴収を停止する。